

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則をここに公布する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)の施行については、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(引取業者等登録簿の閲覧場所)

第2条 法第47条の規定による引取業者登録簿の閲覧の場所及び法第59条で準用する法第47条の規定によるフロン類回収業者登録簿の閲覧の場所は、別表のとおりとする。

(平16規則78・追加)

(廃業等届出書)

第3条 法第48条第1項(法第59条において準用する場合を含む。)又は第64条(法第72条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業/廃業等届出書(様式第1号)によるものとする。

(平16規則78・旧第2条繰下・一部改正)

(許可証の再交付等)

第4条 解体業者又は破砕業者は、許可証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、解体業/破砕業/許可証再交付申請書(様式第2号)を知事に提出し、許可証の再交付を申請することができる。

2 解体業者又は破砕業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、解体業/破砕業/許可証書換え交付申請書(様式第3号)を知事に提出し、許可証の書換え交付を受けなければならない。

3 解体業者又は破砕業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに知事に許可証を返納しなければならない。

(1) 許可証の再交付を受けた後亡失した許可証を発見したとき。

(2) 許可に係る事業を廃止したとき。

(3) 許可を取り消されたとき。

(平16規則78・一部改正)

(申請書等の提出先等)

第5条 法、省令及びこの規則により知事に提出する申請書等の提出先は当該申請等に係る事業者の事業所(事業所が2以上ある場合にあつては、主たる事業所)の所在地を所管する保健所とし、提出部数は1部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

2 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成16年規則第78号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第4号)

この規則は、平成27年3月9日から施行する。

別表(第2条関係)

(平16規則78・追加、平27規則4・一部改正)

閲覧場所	所在地
環境生活部廃棄物対策課	松江市殿町1番地
松江保健所	松江市東津田町1741番地3
雲南保健所	雲南市木次町里方531番地1
出雲保健所	出雲市塩冶町223番地1
県央保健所	大田市長久町長久ハ7番地1
浜田保健所	浜田市片庭町254番地
益田保健所	益田市昭和町13番地1
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地

様式第1号(第3条関係)

(平16規則78・全改)

様式第1号(第3条関係)

引 取 業
フロン類回収業
解体業
破 碎 業
廃業等届出書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号
住 所
届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化に関する法律
第 48 条 第 1 項
第59条で準用する第48条第1項
第 64 条
第72条で準用する第64条
の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等に係る登録・許可の内容	氏 名 又 は 名 称	
	業 種	引 取 業 フロン類回収業 解 体 業 破 碎 業
	登 録 ・ 許 可 番 号	
	登 録 ・ 許 可 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃業等の年月日	年 月 日	
廃業等の理由		

- 注 1 「業種」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
2 解体業又は破砕業の場合は、許可証を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

(平16規則78・旧様式第4号繰上)

様式第2号(第4条関係)

解体業
破砕業 許可証再交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

許可証の再交付を受けたいので、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可証の種類	解体業 破砕業	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
申請の理由			

- 注 1 「許可証の種類」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
2 き損し、又は汚損したときにあつては、許可証を添付すること。

様式第3号(第4条関係)

(平16規則78・旧様式第5号繰上)

様式第3号(第4条関係)

解体業
破砕業 許可証書換え交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号
住 所
申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

許可証の書換え交付を受けたいので、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可証の種類	解体業 破砕業	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項			
変 更 内 容			
変 更 年 月 日	年 月 日		

注 1 「許可証の種類」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

2 書換えに係る許可証を添付すること。